

平成 30 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント
代表者名 代表取締役社長 小田 玄紀
(コード番号：3825)
問合せ先 管理部 部長 廣谷 慎吾
(TEL：03-6303-0280)

(変更) 「子会社の株式一部譲渡に関する基本合意締結のお知らせ」
の一部変更のお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 3 日に「子会社の株式一部譲渡に関する基本合意締結のお知らせ」をお知らせいたしました。本日開催の臨時取締役会において、当該合意書の中で相手先 (Madison Holdings Group Limited (以下、「MH 社」)) に付与されていた追加株式購入権に関する条項を削除する旨の合意書 (変更契約) の締結について、MH 社の取締役会決議がなされることを条件として決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本合意書の締結に関する経過については、改めてお知らせする予定です。
※変更箇所には下線を付しております。

記

1. 「4. 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況」注記

(変更前)

※株式譲渡が成立した場合、譲渡価額についてはビットポイントジャパンの時価総額を250億円とすることを前提に50億円となります。

なお、株式譲渡が成立した場合においては、株式譲渡相手先に対し最大40%の追加株式購入権が付与されており、当社と株式譲渡相手先との間の合意により確定することとされております。20%の株式譲渡と合わせて最大で60%の株式の譲渡となる可能性があります。

(変更後)

※株式譲渡が成立した場合、譲渡価額についてはビットポイントジャパンの時価総額を250億円とすることを前提に50億円となります。

2. 「6. 業績に与える影響」

(変更前)

当該子会社株式の一部譲渡が当社の業績に与える影響は現在精査中ではありますが、50億円分の株式譲渡が成立した場合において、連結決算におきましては損益上の影響はございません。一方、単体決算におきましては、株式譲渡益等が平成31年3月期に最大で40億円程度発生する可能性があります。

追加株式購入権につきましては、現時点において条件の合意はできておりませんが、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(変更後)

当該子会社株式の一部譲渡が当社の業績に与える影響は現在精査中ではありますが、50億円分の株式譲渡が成立した場合において、連結決算におきましては損益上の影響はございません。一方、単体決算におきましては、株式譲渡益等が平成31年3月期に最大で40億円程度発生する可能性があります。

3. 変更の理由

当社は、香港証券取引所のグロース・エンタープライズ・マーケット (Growth Enterprise Market) に上場するMadison Holdings Group Limited (以下、「MH社」) との間で、連結子会社である株式会社ビットポイントジャパンの株式の一部譲渡に関する基本合意を締結しておりましたが、本日開催した臨時取締役会において、当該合意書の中でMH社に付与されていた追加株式購入権に関する条項を削除する旨の合意書 (変更契約) を締結することを、MH社の取締役会決議がなされることを条件として決議したためであります。

以 上